

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第13回全体会議・ワークショップの概要

日 時 平成22年3月20日(土) 午前9時03分～11時58分

会 場 庁舎4階 会議室403

出席委員 飯島、五十嵐、内山、遠藤、金子、神田、日下、古嶋、利根川、野口、橋本、平田、
(敬称略) 広辺、藤巻、松井、吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 折原、鈴木、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議

ア 条例の素案に盛り込む項目案の大項目「(住民)市民」の中項目「住民〔定義〕」、「権利」、「責務」及び大項目「住民協働」の中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」については、前回の全体会議でいただいた意見等を踏まえて作業部会が作成した条例の素案のたたき台となる案を委員各自が確認し、意見等があればもらうこととした。

イ 条例の素案に盛り込む項目案の大項目「行政」の中項目「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」について、作業部会が作成した案について、「作業部会の記録シート」を基にそれぞれ報告した。ここでいただいた意見等を踏まえ、第6回作業部会で案を修正し、第14回全体会議で諮る。

意見等については以下のとおりである。

(ア) 大項目「行政」の中項目「行政の責務」について

- 「行政」とは→町長、補助機関など・・・ここでは、この条例全体の理念
- 主語は「町」で良いのか？
 - ・項目名が定まっていないので、「(行政)」にしておくという意見もあったが)今の段階では「町」→「行政の責務」、「町長の責務」等を検討してから。
- 「～努めなければなりません。」の表現では受け身？
 - 行政が自ら実行する表現にしたい。
- 「行政の責務」は必要なのか。
- 「住民自治」の共通認識が必要
- 「住民の目線に立った行政運営を行い」は不要？
 - ・「住民の目線に立った行政運営を行い」は の「住民主体の町政運営を行う」と内容が重なる。
- 「目線」が担保されるようにしたい。「目線」では弱い。
- 「住民参加のもとに行政評価を実施し」を独立させる。
 - 1つの条文に2つのテーマがあるので分ける。

(イ) 大項目「行政」の中項目「町長の責務」について

- 「この条例を遵守し」→「この条例に掲げる理念を遵守し」(文言整理)
- 「自治能力」→住民みんなが分かる言葉なのか？

- 「職員の自治能力」とは？・・・自ら地域住民として行動すること
・住民の自治的な行動を評価できること
→○職員としての能力なのか？
→×職員の自治なのか？

→「職員の能力」(「自治」を削除する)

(ウ) 大項目「行政」の中項目「職員の責務」について

- 守秘義務は入れるべきではないか？

(エ) 大項目「行政」の中項目「(行政組織のあり方)」について

- ～ は「行政の責務」ではないか？→とりあえず中項目として残す。
(は危機管理、 は広域連携、 は公正な行政手続)
- 「行政への申請～明らかにし」は入らないのでは。→削除
- 行政手続き→行政手続(法律用語)
- 「別の条例で定める。」とすると、その条例は必ずつくる必要が生じる。

(オ) 大項目「行政」の中項目「(財政)」について

- ～ 主語→「行政は」
- 「投資効果」→「費用対効果」
- 公益通報→「(行政組織のあり方)」へ

ウ 本日のワークショップで行う、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「議会」の中項目「議会の責務」、「議員の責務」、「(町政の監視と報告義務)」について、各委員が事前に検討した、盛り込みたい具体的な内容やその理由(考え方)などを集約し、別紙9「条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方(理由)等シート」をグループごとに作成する作業の内容を確認した。

(2) ワークショップ

ワークショップに入る前に、牛山教授から簡単にアドバイスをいただいた。

→自治体議会は行政に対する厳しいチェックが期待されていると同時に、自治立法をするという役割がある。議会に対する考え方やあるべき姿などを出す。

各グループで議論した結果、内容や表現(文章化したもの)、考え方については以下のとおりとなった。

Aグループ	神田(発表) 金子、野口、橋本、平田、松井
議会の責務 キーワード、文法、考え方(抜粋) 以下同じ	1 議会は町の最高意思決定機関として、町の政策の意思決定及び行政運営の監視等を行い、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組む事とします。 2 議会は、住民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、住民に対し、審議の内容及び経過を定例会ごとに、わかりやすく説明しなければなりません。 3 議会の会議は原則可視化し、これを公開します。また、議会の情報公開、情報提供を積極的に推進しなければなりません。(「可視化」とは録音・録画をして常に住民が見ることができることを言う。)
議員の責務	1 議員は、住民とともに活動し、まちづくりに関する政策能力の自己研鑽に努め、調査権を活用して町政監視の責務を果たします。 2 議員は、住民の代表として清廉潔白でなければならず、自らの資産を公開するものとします。 3 議員は、議会活動や行政情報および日常の議員活動について、住民にわかりやすく報告しなければなら

議員の責務 (続き)	りません。 4 議員選挙は、選挙公営化を推し進めるとともに、候補者は、政見 公約 を述べ、有権者に選択の材料を提供しなければなりません。(これは、選挙広報の拡大などにより、住民が選挙で選ぶ材料を提供する。個人の合同立会演説会のようなことを行ったりすることで、候補者ができるだけ政見や公約を住民の前に明らかにするような選挙を行うシステムをつくる。選挙について自治基本条例に書いている自治体はほとんどなく、議会は、選挙によって選ばれた議員で構成されているので、大本をしっかりと書きたい。)
町政の監視と報告義務	議会や議員の責務の中に含まれる。
Bグループ	遠藤(発表) 五十嵐、利根川、広辺、藤巻
議会の責務	・町議会は、この条例の理念にのっとり、その権限を行使し、自治の推進をはからなければならない。
議員の責務	1 町議会議員は、一町民として地域の自治を実現しなければならない。(これから内容を膨らませいく必要がある。町議会議員一人ひとり自治を実現していくという意味で書いた。) 2 町議会議員は、議会開催前に住民の意見を聞く集会を開かなければならない。 3 町議会議員は、議会開催後に報告集会を開催しなければならない。 4 町議会議員は、住民の意志が町政に反映されるように政策を立案する。 「議員の責務」については具体的に書いている。
町政の監視と報告義務	・議会及び議員は、住民の意志が町政に反映されているか監視(検査、調査)し、報告を公表しなければならない。(具体的に報告を義務付けすることを書いた。)
Cグループ	吉野(発表) 飯島、内山、日下、古嶋
議会の責務	1 議会は、白岡町の意味決定機関として、議会運営に努めなければならない。(地方自治法の第96条で定められている部分について、あえて書かなければいけないという意見が出たが、まとめて白岡町の意味決定機関であると書くことにした。) 2 議会は住民の意志を適確に反映した行政運営の実現のため、住民と対話しながら議会運営に努めなければならない。(「住民の意志を適確に反映し」という部分で、議員が住民全体の代表であることを明確にし、また住民と対話という言葉を盛り込んだ。) 3 議会の権限を最大限に生かし行政と協力し、又は牽制し、良好な緊張関係を保つものとする。(馴れ合いにならないように協力しながらも牽制するという表現にした。)
議員の責務	1 議員は住民の代表として選ばれた責任をもって、住民の信頼に応え職務の遂行にあたらなければならない。 2 議員は議会の一員であり、「議会の責務」に準じた責務を負うものとする。 3 議員は、自らの議会活動に関する考え方を住民に説明しなければならない。 4 議員は積極的に行政運営の情報を収集し、広く、住民に報告しなければならない。 「町政の監視と報告義務」と重なるところだが、議員自らの議会活動について考える機会が少ないということで、責務の中に入れた。議員には議員ならではの調査権があり、行政運営の情報収集をして、広く住民に報告し、周知する役割も必要だと思い入れた。
町政の監視と報告義務	議会や議員の責務の中に含まれる。

詳細については、議事録を参照してください。

今回のワークショップで各グループがまとめたシートを基に、第6回作業部会で「議会の責務」、「議員の責務」、「(町政の監視と報告義務)」の案を作成する。作成する案については、第14回全体会議で報告する。

(3) その他

ア 次回の全体会議の内容

- (7) 作業部会が再検討する、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「行政」の中項目「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」の案を確認する。
- (1) 作業部会が作成する、大項目「議会」の中項目「議会の責務」、「議員の責務」、「(町政の監視と報告義務)」の案を基に、内容や趣旨、その考え方を検討する。
- (ウ) 事務局が今まで議論した項目について、「内容」、「趣旨」、「考え方」を一覧表にして、それを次回の全体会議の前に委員に配るので、項目相互に矛盾がないか等を各自が考えておく。

ワークショップは行わない。

イ 本日の会議終了後、第6回作業部会の進め方について打ち合わせを行う。

2 次回の日程

4月17日(土)午後1時30分から、庁舎の会議室404で行う。

（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会 第13回全体会議及びワークショップ

1 日 時 平成22年3月20日（土）午前9時～正午

2 場 所 庁舎 4階 会議室403

3 内 容

全体会議では、作業部会がまとめた、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「(住民)市民」の2つの中項目、及び大項目「住民協働」の3つの中項目の確認を行います。また、大項目「行政」の5つの中項目の案を基に、内容や趣旨、その考え方等を検討します。

ワークショップでは、大項目「議会」の3つの中項目の具体的な中身（内容）の議論を行います。

4 プログラム

時間の目安	内 容
9:00	開会
9:00～ 9:10	あいさつ（「つくる会」内山会長・折原町民活動推進課長）
9:10～11:50 (適宜休憩)	1 全体会議（議長：内山会長） (1) 大項目「(住民)市民」の中項目「権利」、「責務」及び大項目「住民協働」の中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」について、作業部会がまとめた案を報告・確認します。 (2) 大項目「行政」の中項目「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」について、作業部会がまとめた案を基に、内容や趣旨、その考え方等を検討します。 2 3グループによるワークショップ ※作業内容については、裏面のとおりです。 (1) <u>皆さんが事前に行った宿題を基に</u>、条例の素案の大項目「行政」の中項目「議会の責務」、「議員の責務」、「(町政の監視と報告義務)」について、その内容や考え方等を議論します。 (2) グループごとに発表します。
11:50～12:00	事務連絡
12:00	閉会

ワークショップの進め方

本日のワークショップでは、条例の素案に挙げる「内容」や「考え方」などを具体的に作成していきます。

特に、「**考え方**」を作成することは、「条例の素案」の内容が、町民の皆さんに理解してもらえるものになるかどうかを左右する重要な作業です。

★「**考え方を作成する**」とは、みなさんの「想い」を明確に文章にすることを言います。『考え方（想い）』があるからこそ、その内容になる」のです!!!★

「議会」の中項目「議会の責務」、「議員の責務」、「（町政の監視と報告義務）」の内容はどのようなものになるの？

【議会の責務】【議員の責務】理念を実現するために、議会、議員それぞれが住民の信託に応えるための「担うべき役割（果たすべき責任）は何か」を明確にする項目です。

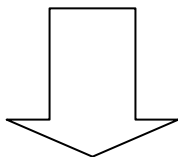
【（町政の監視と報告義務）】理念を実現するために、「議会が町政をどのようにチェックするのか」、また、チェックした内容を「議会が住民にどのように報告するのか」など、その仕組み等について明確にする項目です。

* * * * *

【「議会」の中項目「議会の責務」、「議員の責務」、「（町政の監視と報告義務）」の具体的な内容等について】

- ①・大項目「議会」で挙げた中項目「議会の責務」、「議員の責務」、「（町政の監視と報告義務）」の具体的な中身（内容）とその趣旨、考え方等について話し合います。議論した内容等について、「別紙9」に記録します。

各委員が考えてきたものを基に、「具体的にどのような内容（中身）を盛り込みたいのか」、「それはどのような趣旨なのか」、「なぜその内容を盛り込みたいのか（考え方等など）」について話合ってください。また、書記の方は、経過や結果等についての議論を「別紙9」に**記録**してください。



特に、「なぜ（考え方）」に当たる部分は、メモ程度で結構ですので、必ず残してください。また、集約作業においても残してください。

- ② ①の作業で出した意見等を集約する作業を行います。

①の作業で出た意見等を基にして、グループとして内容、趣旨、考え方などを集約していきます。書記の方は、項目1つにつき1シートを使用して**清書**してください。（※別紙9を提出）。



- ③ どのような内容になったのか、どのような考え方からその内容を盛り込みたいのかなど、その内容、趣旨、考え方などについて発表を行います。

②の作業の経過や結果等について、グループごとに発表してください。



終了です。お疲れさまでした！



第4回 作業部会の記録シート(H22.3.1)

大項目 (住民)市民 中項目 住民(定義)

H22.3.6 現在

1 内 容 文章化してください。

【2 / 15 第3回作業部会の案】 2 / 20の全体会議で諮ったもの この条例において住民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、あるいは事業を営んでいる者及び居住する者のことをいいます。 条例の素案を文章化する際の注意点 ・条例上は、人により解釈が異なるような用語は避けたほうがよい。(例)平和 幸せ 愛する ・素案の文体は「ですます」調でつくっておいたほうが、修正しやすい。
【2 / 20 第11回つくる会全体会議での委員の意見】 ☐ 「住民」という言葉 ・地方自治法の「住民」の定義と異なっている。 →「住民」、「町民」の区別が必要ではないか。主語をどうするのか(要検討) ☐ 「もの」と「者」の区別 ☐ 外国人の取扱い ・自治法の「住民」に含んでいる。 ☐ 一時的なまちづくりの担い手とは？ ・「町民」を定義すればよいのでは？
【3 / 1 第4回作業部会の案】 この条例において住民*とは、白岡町に住所を有する者*、町内に在勤、在学する者*、町内で活動する者*、及び事業を営んでいる者*のことを言います。
【3 / 6 第12回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【2 / 15 第3回作業部会の案】 議論していない。
【2 / 20 第11回つくる会全体会議での委員の意見】 なし
【3 / 1 第4回作業部会の案】 この条例の中で使用される「住民」という用語の定義を定め、この条例で対象とするもの*を明確にします。
【3 / 6 第12回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【2 / 15 第3回作業部会の案】 議論していない。 条例の素案を文章化する際の注意点 ・どのような経緯でその内容が出てきたものか(どのような想いから表現されたのか)について、その理由(考え方)を明らかにしてほしい。 ・考え方についても文章化する必要があるのではないか。
【2 / 20 第11回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【3 / 1第4回作業部会の案】

「住民」について

・白岡町のまちづくりにかかわる「住民」の範囲を定めるものです。地方自治法第10条で定める「住民」は、町内に住所を有する人で、外国人の方や法人を含んでいます。

ここでの住民は地方自治法で定める住民のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で市民活動や事業活動などのさまざまな活動を行っている個人や団体のことをいいます。

町民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づきます。

・「者」とは、法律上、人格を有する者のことであるので、権利・義務の主体となる個人(自然人)及び法人を指します。ここでは、住民参加を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えたので、趣旨の中では「対象とするもの」と表現しました。

以後の表記の方法(「者」、「もの」)等については、法規担当者等にお任せします。

・「住所」とは、自然人については生活の本拠を持って住所とし、法人については主たる事務所の所在地です。自然人及び法人は必ず住所を1ヶ所有しています。従って、本人の意思にかかわらず当然その住所のある市町村の住民となります。「住所を有する者」は「居住する者」のことです。重複していたため、「居住する者」は削除しました。なお、「住所」には、国籍は問いません。

・「外国人」について、まちづくりにかかわる人から外国人を除外することは、人権を尊重する理念から外れてしまいます。また、納税されていることなどを考慮し、含むものとします。

・住民参加を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えました。一時的であれ、白岡町に影響を与える・受ける人(ボランティア活動等を町内でしている人)にも広くかかわってほしいので、この条例では「町内で活動する者」と定義しました。

課題・論点

□ ・「住民」については、以後の条文等との整合性、自治法の住民の定義等を考え「町民」との差し替え等もありうる。(要検討)

・地方自治法で使用している「住民」という言葉を、この条例で対象としたい人を定義するのに使用するのはいくつかという議論があった。

→「住民」、「町民」のどちらを使用するかは、現段階では保留とする。

【3 / 6第12回つくる会全体会議での委員の意見】

なし

第5回 作業部会の記録シート(H22.3.12)

大項目 (住民)市民 中項目 権利

1 内 容 文章化してください。

【2/15第3回作業部会の案】 2/20の全体会議で諮ったもの

- ・住民はまちづくりの企画、実施、評価の各段階に参画する権利を有します。
 - ・住民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。
 - ・住民は、公平で公正な行政サービスを受ける権利を有します。
 - ・住民は、あらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を有します。
- (注)自治法等に規定される請求権については、表記しない。

条例の素案を文章化する際の注意点

- ・条例上は、人により解釈が異なるような用語は避けたほうがよい。(例)平和 幸せ 愛する
- ・素案の文体は「ですます」調でつくっておいたほうが、修正しやすい。

【2/20第11回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 秘密の企画はどうするのか。→他の項目で参考
- ☐ 「住民は」でよいのか。→他の項目で参考
- ・「住民」の幅を広げると問題が出てくる。

【3/1第4回作業部会の案】 3/6の全体会議で諮ったもの

- 住民は、まちづくりの企画、実施、評価*の各段階に参画する権利を有します。
- 住民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。
- 住民は、あらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を有します。

【3/6第12回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「住民は、公平で公正な行政サービスを受ける権利を有します。」を残したい。

【3/12第5回作業部会の案】

- 住民は、まちづくりの企画、実施、評価*の各段階に参画する権利を有します。
- 住民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。
- 住民は、あらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を有します。
- (住民は、公平で公正な行政サービスを受ける権利を有します。) ← 現段階では残しておく。

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【2/15第3回作業部会の案】 議論していない。

【2/20第11回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【3/1第4回作業部会の案】 3/6の全体会議で諮ったもの → **【3/12第5回作業部会の案】**

- 住民がまちづくりに主体として関わる上での権利を示すものです。
- 権利を保障することで、住民自らが主体的に権利を行使するし、住民自治のまちづくりを実現することができると考えます。

【3/6第12回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【2/15第3回作業部会の案】 議論していない。

条例の素案を文章化する際の注意点

- ・どのような経緯でその内容が出てきたものか(どのような想いから表現されたのか)について、その理由(考え方)を明らかにしてほしい。
- ・考え方についても文章化する必要があるのではないか。

【2/20第11回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 学習する権利について→積極的に学ぶことがこれからは必要

【3 / 1第4回作業部会の案】 3 / 6の全体会議で諮ったもの

まちづくりにかかわる上で、基本となる参画する権利を有することとします。「企画、実施、評価の各段階」とは一連の流れの中で、住民のみなさんが継続的に参加することができるということを明記するものです。

これについては、住民に、まちづくりに関して無関心ではなく積極的にかかわってもらいたいという想いが根底にあります。参画するためにはまず関心を持ってもらうことが大事です。そのためには、知ってもらわなければなりません。この「知る」ことについては、次の項にあります。なお、「参加してもう一步踏み出してかわりあう」を考え、「参加」でなく「参画」としました。

町政に参加する権利とは？

→ 地方自治法等に規定される請求権以外に、本条例ではより具体的な町政への参画も保障する意味で、本条例で規定されている「住民投票制度」に基づく請求権や投票権等、本条例の制定により新たに保障される仕組みも含め、「住民自治のまちづくりの実現」を達成するための包含的な権利とします。

まちづくりの主体として参画するためには、議会や行政が保有する情報を知り、議会・行政と対等な立場で参画することが必要であると考えられます。このため、これらの行政情報を知る権利を保障するものです。なお、これを具体的に担保するものとして、「白岡町情報公開条例」があるものと考えます。

あらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を保障するものです。これは、住民が自治の主体として成長し、その役割を担うために欠かせない教育権を発展させた新しい概念であり、積極的に学ぶこともこれからは必要であるということを宣言的な意味で規定したものです。

・「住民は、公平で公正な行政サービスを受ける権利を有します。」については、他の法令等(地方自治法等)のサービスを受ける権利と重複することと本条例は「まちづくり」のための条例であるからサービスを受ける権利をあえて明文化する必要性があるのかという議論がありました。また、あえて権利に入れると、「公平で公正」の基準が難しいので削除しました。

・「権利」で、他の法令等で規定しているものを、この項であれもこれもと列挙するときりがなくなってしまうので、住民がまちづくりに主体的に関わることに絞って、そのための権利を挙げました。

【3 / 6第12回つくる会全体会議での委員の意見】

□ 「住民は、公平で公正な行政サービスを受ける権利を有します。」を残したい理由

→ 他の法令等で規定していても、一般の方はそのことを意識していない。あえてここで明記することにより、読む人にとってわかりやすいし、公正で公平な行政サービスを受けることを自覚させることができると思う。

ただし、考え方にある「公正で公平」の基準などの課題は残っている。

【3 / 12第5回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

まちづくりにかかわる上で、基本となる参画する権利を有することとします。「企画、実施、評価の各段階」とは一連の流れの中で、住民のみなさんが継続的に参加することができるということを明記するものです。

これについては、住民に、まちづくりに関して無関心ではなく積極的にかかわってもらいたいという想いが根底にあります。参画するためにはまず関心を持ってもらうことが大事です。そのためには、知ってもらわなければなりません。この「知る」ことについては、次の項にあります。なお、「参加してもう一步踏み出してかわりあう」を考え、「参加」でなく「参画」としました。

町政に参加する権利とは？

→ 地方自治法等に規定される請求権以外に、本条例ではより具体的な町政への参画も保障する意味で、本条例で規定されている「住民投票制度」に基づく請求権や投票権等、本条例の制定により新たに保障される仕組みも含め、「住民主体のまちづくり」を達成するための包含的な権利とします。

まちづくりは、住民自治によるものだけではないため、「住民自治のまちづくりの実現」を「住民主体のまちづくり」に変更します。

まちづくりの主体として参画するためには、議会や行政が保有する情報を知り、議会・行政と対等な立場で参画することが必要であると考えられます。このため、これらの行政情報を知る権利を保障するものです。なお、これを具体的に担保するものの1つとして「白岡町情報公開条例」があるものと考えます。

「情報公開条例」によるものだけを知る権利で言っている情報としているのではなく、広く考えているため、「情報公開条例」を一例とします。また、「広報紙」その他の手段を列記すると、それらにとらわれてしまうので、1つだけを例示することとしました。

あらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を保障するものです。これは、住民が自治の主体として成長し、その役割を担うために欠かせない教育権を発展させた新しい概念であり、積極的に学ぶこともこれからは必要であるということ宣言的な意味で規定したものです。

「住民は、公平で公正な行政サービスを受ける権利を有します。」については、「他の法令等で規定していても、一般の方はそのことを意識していないので、あえてここで明記することによって、読む人にとってわかりやすく、公正で公平

な行政サービスを受けることを自覚させることができると考えられる」という意見があったので、現段階では残しますが、作業部会としては 削る方向で考えています。

他の法令等(地方自治法等)のサービスを受ける権利と重複することと本条例は「まちづくり」のための条例であるからサービスを受ける権利をあえて明文化する必要性はなく、さらに、権利に入れると、「公平で公正」の基準が難しいという理由から削除する方向で考えています。

・「権利」で、他の法令等で規定しているものを、この項であれもこれもと列挙するときりがなくなってしまうので、住民がまちづくりに主体的に関わることに絞って、そのための権利を挙げました。

・「権利を有します」については、「…ものとする。」という言い方もありますが、「権利」の中項目なので、表現はいずれにせよ、権利があることになります。ここで書くと法律と同じ効果になるので、権利付与、権利侵害の問題が生じます。法制上検討します。

(参考)地方自治法

第十条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

課題・論点

□・「住民は」でよいのか。→他の項目で参考

・「住民」の幅を広げると問題が出てくる。

□・(町政ではなく)「地域の自治」については、「まちづくり」に含まないのか？

意見→行政側が提供する企画への参加等が「企画、実施、評価」

→地域等の団体等による企画も含む参加が「企画、実施、評価」

これら2つの考え方があるので、意見を統一する必要があるのではないかな。

・「まちづくりの企画、実施、評価の各段階」については、「参画可能な『まちづくり』」の定義等について今後検討し、明記する必要性があるのではないかな。

→住民協働の「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の項目において定義するか？

□ 権利付与、権利侵害の問題と、表記の問題

[3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見]

第5回 作業部会の記録シート(H22.3.12)

大項目 (住民)市民 中項目 責務

1 内 容 文章化してください。

【2/15第3回作業部会の案】 2/20の全体会議で諮ったもの

- ・住民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。
- ・住民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。
- ・住民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し連携・協働のもと、行動をしなければなりません。
- ・住民は、行政サービスに伴う応分の負担をしなければなりません。
- ・住民は、行政・議会の運営に対して関心を持たなければなりません。

条例の素案を文章化する際の注意点

- ・条例上は、人により解釈が異なるような用語は避けたほうがよい。(例)平和 幸せ 愛する
- ・素案の文体は「ですます」調でつくっておいたほうが、修正しやすい。

【2/20第11回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 住民に義務づけることを入れるのか。
- ☐ そもそも責務なのか。
- ☐ 「関心」について→再検討
 - 行政、議会を「監視」 監視という言葉がきついで「関心」
 - ・他の言葉が良いのでは。
 - ・全体的な言葉が決まってから調整
- ☐ 「応分の負担」とは…書くには「積極的な負担」を意味する。
 - ・受益者負担(公平公正に) 税金以外
- ☐ 「行政サービス」→「公共サービス」
- ☐ 主語の検討

【3/1第4回作業部会の案】 3/6の全体会議で諮ったもの

- 住民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。
- 住民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。
- 住民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。
- 住民は、行政・議会の運営に対して関心*を持たなければなりません。

【3/6第12回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「『関心』を持たなければならない。」→内面の自由を法的に規制してよいのか。(保留)
- ☐ もっと白岡らしさを→全体の方向性で出していく。(他の項目も同様)
- ☐ 「住民は、行政サービスに伴う応分の負担をしなければなりません。」を残したい。

【3/12第5回作業部会の案】

- 住民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。
- 住民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。
- 住民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。
- 住民は、行政・議会の運営に対して関心*を持たなければなりません。
- (住民は、行政サービスに伴う応分の負担をしなければなりません。) ← 現段階では残しておく。

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【2/15第3回作業部会の案】 議論していない。

【2/20第11回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【3/1第4回作業部会の案】 3/6の全体会議で諮ったもの

- ここでは、住民がまちづくりに関わる上で果たすべき責務、努力すべきこと、行動の規範などを示しています。

住民(町民)が主体となって住民自治のまちづくりを進めるためには、自分たちが積極的にまちづくりに参加することが必要です。この条例の中で「責務」として規定することにより、住民(町民)自らが改めてその意味を考えることは住民自治のまちづくりの推進という観点から必要不可欠なことと言えます。

【3 / 6第12回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【3 / 12第5回作業部会案】

ここでは、住民がまちづくりに関わる上で果たすべき責務、努力すべきこと、行動の規範などを示しています。

住民主体のまちづくりを進めるためには、自分たちが積極的にまちづくりに参加することが必要です。この条例の中で「責務」として規定することにより、住民(町民)自らが改めてその意味を考えることは住民主体のまちづくりの推進という観点から必要不可欠なことと言えます。

【3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【2 / 15第3回作業部会案】 議論していない。

条例の素案を文章化する際の注意点

・どのような経緯でその内容が出てきたものか(どのような想いから表現されたのか)について、その理由(考え方)を明らかにしてほしい。

・考え方についても文章化する必要があるのではないか。

【2 / 20第11回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【3 / 1第4回作業部会案】 3 / 6の全体会議で諮ったもの

まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重するという責務です。これは、まちづくりにかかわるすべての人々の意見や行動を尊重し、協働してまちづくりをしていこうということを表しています。

次の自らの発言や行動について責任を持つという責務は、まちづくりにかかわる上での発言や行動に責任を持たせることにより、まちづくりに真剣に取り組んでいただくことを期待しているものです。

主体的に参加し、連携・協働のもと行動するという責務は、まちづくりへの住民の基本的姿勢を示すものです。「主体的」は「積極的」という意味も含み、まちづくりにかかわるものが、積極的にお互いに連携・協働して行動しようということを表しています。

行政・議会の運営に関心を持つという責務は、まちづくりを行っていく上で行政・議会の動向に関心を持っていないと同じレベルでまちづくりに参画できないということを意味しています。まちづくりは住民だけではなく、行政・議会の3者が協働しなくてはできません。住民に、もっと行政・議会に関心を持ち、注視し、監視してもらいたいということを表しています。

なお、この責務とは、強制されるべきものではなく、自主性を重んじるものであり、反したことで何らかの不利益を受ける性格のものではありません。

・「住民は、行政サービスに伴う応分の負担をしなければなりません。」については、「権利」の項と同様、他の法令等(地方自治法等)の義務を負う規定と重複することと本条例は「まちづくり」のための条例であるから、ここであえて明文化する必要性があるのかという議論がありました。また、「応分の負担」の基準が難しいので削除しました。

【3 / 6第12回つくる会全体会議での委員の意見】

□ 「責任のある発言とは？」 無責任な発言(他人を傷つける等)→自覚、意識ということも含まれている。

□ 「住民は、行政サービスに伴う応分の負担をしなければなりません。」を残したい理由

→他の法令等で規定していても、一般の方はそのことを意識していない。あえてここで明記することにより、読む人にとってわかりやすいし、自覚させることができと思う。住民の「定義」で広げた人々にも、サービスを受けるためには応分の負担をしてもらう必要があるので、権利に入れるなら、責務にも必要だと考える。

ただし、考え方にある「応分の負担」の基準などの課題は残っている。

【3 / 12 第5回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

・まちづくりは、住民自治によるものだけではないため、「趣旨」の中の「住民(町民)が主体となって住民自治のまちづくりを進めるためには」と、「住民自治のまちづくりの推進という観点から」については、いずれも「住民主体のまちづくり」へ変更しました。

まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重するという責務です。これは、まちづくりにかかわるすべての人々の意見や行動を尊重し、協働してまちづくりをしていこうということを表しています。

自らの発言や行動について責任を持つという責務は、まちづくりにかかわる上での発言や行動に責任を持たせることにより、まちづくりに真剣に取り組んでいただくことを期待しているものです。

基本的には、発言には責任が伴うと考えます。発言内容が「実現できるかどうか」で「責任の有無」を問う訳ではなく、「他人を傷つける発言」が無責任な発言だと考えており、発言自体を封じてしまうものではありません。

主体的に参加し、連携・協働のもと行動するという責務は、まちづくりへの住民の基本的姿勢を示すものです。「主体的」は「積極的」という意味も含み、まちづくりにかかわるものが、積極的にお互いに連携・協働して行動しようということを表しています。

行政・議会の運営に関心を持つという責務は、まちづくりを行っていく上で行政・議会の動向に関心を持っていないと同じレベルでまちづくりに参画できないということを意味しています。まちづくりは住民だけではなく、行政・議会の3者が協働しなくてはできません。住民に、もっと行政・議会に関心を持ち、注視し、監視してもらいたいということを表しています。

なお、この責務とは、強制されるべきものではなく、自主性を重んじるものであり、反したことで何らかの不利益を受ける性格のものではありません。

「監視」→悪いことをする前提で見ている気がします。受取り手である行政、議会がどう思うか、また、住民にとっても重い責務となるので、参加しない人もいる中で、解説文に当たる「考え方」にどのように入れるか、どのように表現するかが課題です。

「他の法令等で規定していても、一般の方はそのことを意識していないため、あえてここで明記することによって、読む人にとってわかりやすく、自覚を促すことができると考えられ、住民の『定義』で広げた人々にも、サービスを受けるためには応分の負担をしてもらう必要がある」という意見があったので、現段階では残しますが、作業部会としては削る方向で考えています。

削る理由は、「権利」の項と同様、他の法令等(地方自治法等)の義務を負う規定と重複することと本条例は「まちづくり」のための条例であるから、ここであえて明文化する必要性があるのかということと、「応分の負担」の基準が難しいためです。

・「ここには、まちづくりにおける基本的な行動規範(当然のこと)が書かれており、町の特色がない。『学習する権利』は、町の独自性を出せる部分ではないか。ならば、権利の裏返しとして責務を入れるのが良いのではないか。」という意見がありましたが、学習する条件を責務として提供するの「行政側」であるし、学習することを強制できるものではなく、本人の自主的なものであるため、責務ではないということで、入れていません。

・当たり前と思えても行動が伴わないので、確認の意味で責務を明記しています。(みんなでまちづくりをする前提となるものです。)

(参考) 地方自治法

第十条第二項 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

課題・論点

□・町政を監視するという意見もあったが、「関心」という言葉を使用した。

→「関心」という言葉に関しては、半強制(指名制)でも良いから参加するしくみを作るために表現を変えるべきとの議論があったが、「関心」という言葉以外でてこなかった。

・「監視」→悪いことをする前提で見ている気がする。受取り手である行政、議会がどう思うか。また、住民にとっても重い責務となる。参加しない人もいる中で、解説文に当たる「考え方」にどのように入れるか、どのように表現するか。

□・住民をまちづくりに参加させるための仕組みについて

・「まちづくり」という言葉についてどのように定義するか検討を要する。「まちづくり」の根底にある考え方は?自分たちでできることは自分たちでやろうという考え方や、誇れる町にしたいという想い等はあるのか?

→住民協働の「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の項目において定義するか?

□「しなければなりません」という言葉は厳しい感じがするから見直しても良いかも?

→権利に入れるのか、責務に入れるのかも含めて検討

【3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

このシートを提出してください。

第5回 作業部会の記録シート(H22.3.12)

大項目 住民協働 中項目 定義

1 内 容 文章化してください。

【3/1第4回作業部会の案】 3/6の全体会議で諮ったもの

住民・議会・行政が対等に役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力して住民自治*によるまちづくりを目指すことを住民協働といいます。

【3/6第12回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「対等に役割と責任を担う」→文言整理
→三者にそれぞれ役割がある。
- ☐ 「まちづくりを目指す」→文言整理

【3/12第5回作業部会の案】

まちづくりに関して、住民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力することを住民協働といいます。

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【3/1第4回作業部会の案】 3/6の全体会議で諮ったもの→【3/12第5回作業部会の案】

この条例における「住民協働」という用語の定義を定めたものが本条項です。

【3/6第12回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【3/1第4回作業部会の案】 3/6の全体会議で諮ったもの

協働の意味は、共通の目的の実現のために協力し、働くことです。

協働は、相手を理解し、信頼関係を形成していく過程から始めなくてはなりません。このことを明らかにするものです。

住民が主体と言い切ってしまうことについて疑問がありました。住民だけでなく行政・議会も主体となりうるので、住民・議会・行政について考えました。住民が主体であることは理念その他でも言っているので、あえて入れなくても良いと考えました。

【3/6第12回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「住民自治」をどうするのか？→今後の検討項目で

【3 / 12 第5回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

協働の意味は、共通の目的の実現のために協力し、働くことです。

協働は、相手を理解し、信頼関係を形成していく過程から始めなくてはなりません。このことを明らかにするものです。住民が主体と言い切ってしまうことについて疑問がありました。住民だけでなく行政・議会も主体となりうるので、住民・議会・行政について考えました。住民が主体であることは理念その他でも言っているので、あえて入れなくても良いと考えました。

・住民・議会・行政それぞれに役割があるので、対等に役割を担うことは難しいことから、「対等に役割と責任を担い」を「それぞれの役割と責任を担い」に改めました。互いの役割を尊重しつつ、三者が同じ目線で互いに連携、協力することを表現しています。

・この条例が、まちづくりを行うもの（目指すもの）であることを明確にするため、はじめに「まちづくりに関し」としました。

・「住民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力すること」そのものが「住民自治」（後で議論、ここでは住民が主体の自治、の意味）であるため、「住民自治によるまちづくりを目指すこと」を削りました。

・なお、住民自治については、地方自治法上規定されています。

課題・論点

□・住民自治という言葉については、共通認識を持つことが必要。

→とりあえず、このままで、他の項目の検討を進めながら共通認識を図ることとなった。

・住民一人ひとりの普段の行動がまちをつくっていることを考え方の土台にして住民一人ひとりがまちづくりに参画できるようにするためには、どのようにそれを表現したらよいか。また、一人ひとりの行動まで条例で定めるのか。定めた場合、行動を担保できるのか。

□・「白岡町住民協働推進指針」との、整合性は大丈夫？

→今後、議論する他の項目でも整合性は確認する。また、この条例制定後に条例・指針等の見直しと合わせて全庁的に見直すこともある。

□・とりあえずは、ここで「住民協働」を「定義」づけた。整合性については、他の項目を議論してから。

・住民・議会・行政の三者が協働するのだから「住民協働」ではなくて「協働」と表記するほうが良いのではないか？

・住民・議会・行政の協働の組み合わせは必ず異なる立場のものが協働する訳ではない（住民同士の協働等）。



←協働の組み合わせは、こんなイメージ？ただし、共通認識ではないかも？

・団体同士でないと協働とは言わないのか？

・「住民協働」という言葉は、そもそも住民の参加を促すための言葉ではないか。行政や議会も含んでいるのか？

「住民協働」の「定義」であることから、あくまで住民と住民とがそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完・協力することでも良いのではないか。

「協働」であれば、住民と議会、住民と行政、住民と住民がそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完、協力することをいう、ということになるのではないか。

【3 / 20 第13回つくる会全体会議での委員の意見】

第5回 作業部会の記録シート(H22.3.12)

大項目 住民協働 中項目 みんなでまちづくり

1 内容 文章化してください。

【3/1第4回作業部会の案】 3/6の全体会議で諮ったもの→【3/12第5回作業部会の案】

- ・「みんなでまちづくり」とは「協働によるまちづくり」のことを言います。
- ・住民・行政・議会がそれぞれの責務に基づいて参画し、協議します。
- ・住民の意向を尊重し、住民・議会・行政が互いに協力してまちづくりを行います。

それぞれのグループでの議論の内容が異なっているので、作業部会ではまとめられなかった。ここに出ていることを理解してもらい、全体で議論したい。

持続可能な地域社会を実現するため、住民・議会・行政は協働してみんなでまちづくりを進めていくものです。

【3/6第12回つくる会全体会議での委員の意見】

□・「みんなでまちづくり」という言葉で良いのか。 大項目で「まちづくり」がある。

→「みんなで」が良いのではないか。

・「みんなでまちづくりをする」とはどういうことか。

・大項目「まちづくり」との違いは？

・条例の中項目としてふさわしいのか？

何を書きたいのか

→再度、進め方を含め検討

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【3/1第4回作業部会の案】 3/6の全体会議で諮ったもの→【3/12第5回作業部会の案】

まちづくりに際しての、原則の一つとして「みんなでまちづくり」を行うことを明らかにするものです。

多様化する地域課題や市民ニーズに対し、行政だけで取り組むことが困難な状況である一方、住民の参加意識が高まり、公共サービスを担うようなNPOやボランティアをはじめとする様々な市民活動が行われています。

そこで、住民・議会・行政がこうした活動の重要性を認識し、「住民主体の町政」の実現に向け、お互いの理解と信頼関係のもとで協働を積極的に進めるために、本条項で規定するものです。

【3/6第12回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【3/1第4回作業部会の案】 3/6の全体会議で諮ったもの

まちづくりとは、住民がアイデアやパワーを寄せ合い、行政と連携し、自分たちが目指す「協働のまち」を作り出す共同作業のことです。協働のまちづくりの担い手である住民の自主的・主体的な活動があってはじめて地域が活性化すると考えられます。また、地域が活性化すれば町も活性化し、未来にわたる地域発展が望めると考えます。

このため、行政区などで既に行われているあいさつ、地域パトロールなどのコミュニケーションやNPO団体・ボランティア団体等の活動を通して仲間づくりやひとづくりを行うことで、まずは地域の担い手を育てます。この中には、個人だけでなく、団体の育成も含まれます。

さらに、議会・行政は協働によるまちづくりを推進するために、住民の自発的な活動を支援するよう努める必要があります。

【3 / 6第12回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【3 / 12第5回作業部会の案】 追加部分はゴシック体

まちづくりとは、住民がアイデアやパワーを寄せ合い、行政と連携し、自分たちが目指す「協働のまち」を作り出す共同作業のことです。協働のまちづくりの担い手である住民の自主的・主体的な活動があってはじめて地域が活性化すると考えられます。また、地域が活性化すれば町も活性化し、未来にわたる地域発展が望めると考えます。

このため、行政区などで既に行われているあいさつ、地域パトロールなどのコミュニケーションやNPO団体・ボランティア団体等の活動を通して仲間づくりやひとづくりを行うことで、まずは地域の担い手を育てます。この中には、個人だけではなく、団体の育成も含まれます。

さらに、議会・行政は協働によるまちづくりを推進するために、住民の自発的な活動を支援するよう努める必要があります。

もちろん、まちづくりは、住民だけではできません。議会・行政も、協働によるまちづくりを推進するために、住民の自発的な活動を支援するよう努める必要があります。

この、住民・議会・行政の三者が、いっしょにまちづくりを行うことを、「みんなでまちづくり」と表現しました。また、白岡町は以前から「協働によるまちづくり」を打ち出しており、「住民協働」に特色があると言えますので、「中項目」に取り上げました。

なお、ここでの「まちづくり」は、都市計画のような、街をつくることだけに限定していません。

課題・論点

- ・「みんなでまちづくり」の定義が各グループによって異なるためもう一度全体会にて共通認識を形成することとした。
(なぜ「みんなでまちづくり」にしたか、ここではどのようなことを書くのか確認。)

ちなみに・・・

A→まちづくりの担い手について

B→まちづくりに参加するための具体的な方法について

C→定義に近い内容

となっていた。

・協働の「原則」を規定しているのか？

・「定義」という意味合いが強くないか？そうすると「定義」の項目と重複しないか？

- 誰が地域活動を行うのか。誰が地域活動を活性化するのか。

住民だけではなく、行政区、自治会や NPO・ボランティア団体、事業者も担い手となる。それらも地域の担い手とするべきではないか。それらが協働して進めていくことも、協働によるまちづくりであると考えられる。

- 団体が活性化していない団体は、この条例でどう対応するのか？

【3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

第5回 作業部会の記録シート(H22.3.12)

大項目 住民協働 中項目 住民参画のしくみ

1 内容 文章化してください。

[3 / 1第4回作業部会の案] 3 / 6の全体会議で諮ったもの

政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。(参画制度)(住民投票)→みんなでまちづくりへ
町はまちづくりに関し、住民の提案等の把握に努めるとともに、住民から提出された提案等を尊重するものとします。
(提案制度)
町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、住民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。(パブリックコメント)
行政は政策の立案、事業の仕分け、実施、評価等の各段階において、住民の参画を保障します。そのために、住民参画条例を別に定めます。→住民の権利へ
町は、行政区の地域社会における役割を認識し、協働のパートナーとして育成するとともに、その参画の推進に努めるものとします。
町は附属機関の委員への住民の参加に努めるものとします。
町は、附属機関等の委員の構成について、男女の比率を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めます。
行政は住民から協働を求められたらこれに対応して誠実に対応しなければなりません。→みんなでまちづくり？
こどもが協働に参画する仕組みづくりに努めます。(未成年者のまちづくりへの参加)
情報を共有します。(情報公開)

[3 / 6第12回つくる会全体会議での委員の意見]

- ☐ 行政区=自治会→行政が育成するものなのか？(行政は)活動を促進、支援する。
- ☐ 「行政区」と明記するのか。→法令上、政令市で使うので、定義が必要。
- ☐ 「行政」、「町」の表記が混合している。→要整理
- ☐ 「こども」の参画→要検討 大項目「子育て」と関連
- ☐ 附属機関とは？→長が設置しているもの。意見を求めるもの(地方自治法) 例:審議会など
cf)行政=執行機関 例:教育、農業、委員会
- ☐ 、 はここに必要か。
- ☐ 「男女の比率」を書く必要があるのか。

[3 / 12第5回作業部会の案] 修正した部分はゴシック体

政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。(参画制度)(住民投票)→みんなでまちづくりへ
町はまちづくりに関し、住民の提案等の把握に努めるとともに、住民から提出された提案等を尊重するものとします。
(提案制度)
町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、住民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。(パブリックコメント)
行政は政策の立案、事業の仕分け、実施、評価等の各段階において、住民の参画を保障します。そのために、住民参画条例を別に定めます。→住民の権利へ
町は、行政区*の地域社会における役割を認識し、協働のパートナーとして活動を促進、支援するとともに、まちづくりへの参画の推進に努めるものとします。
町は附属機関の委員への住民の参加に努めるものとします。
町は、附属機関等の委員の構成について、男女の比率を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めます。
町は、住民から協働を求められたら誠実に対応しなければなりません。→みんなでまちづくり？
町は、こどもが協働に参画する仕組みづくりに努めます。(未成年者のまちづくりへの参加)
情報を共有します。(情報公開)

[3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見]

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【3 / 1第4回作業部会の案】 3 / 6の全体会議で諮ったもの → 【3 / 12第5回作業部会の案】

住民が協働のまちづくりにかかわるための原則を定め、その機会を保障しています。

【3 / 6第12回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【3 / 1第4回作業部会の案】 3 / 6の全体会議で諮ったもの

・委員会・自治会・行政区などを事業主体として育てることが、まちづくりにつながると考えるため、パートナーとすることを明文化しました。

・ については、「パブリックコメント」について規定したものです。これは、その一連の過程を通じて町と住民との間で情報が共有化され、住民意見を反映させることにより、より一層の住民参加の促進が図られ、政策過程を明らかにするという町政の公平性、透明性の確保にもつながる重要なしくみです。

・ 、 ついては、附属機関の委員への住民の参加について規定したものです。附属機関等はそれぞれの設置目的に照らし、委員の選任を行う必要があります。また、政策形成過程における市民参画の有効な手段でもあり、より多くの住民の参画を可能にする取組として進めていく必要があります。

・ は、「こどものまちづくりへの参画」について規定したものです。未来を担うこどもも、テーマや参加の形態に応じて参加させるしくみです。こどもにも政策決定ができる環境をつくることで、まちづくりに関心を持ち、責任を持って活動することが将来の白岡町の自治につながるようになります。

・ については、「情報公開」について規定したものです。住民参画の前提として、「情報の共有」、「町政の透明性の確保」という観点が重要となります。協働によるまちづくりを進めるためには、住民・議会・行政が相互に情報を共有することが欠かせません。

【3 / 6第12回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【3 / 12第5回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

・行政とパートナーシップを築いて協働のまちづくりを行うためには、協働する者同士が同じレベル・意識でなくてはなりません。(学習する権利とかかわる)

ここでは、委員会・自治会・行政区などを事業主体として育てるために、活動を促進、支援することが、まちづくりにつながると考えるため、パートナーとすることを明文化しました。

・ については、「パブリックコメント」について規定したものです。これは、その一連の過程を通じて町と住民との間で情報が共有化され、住民意見を反映させることにより、より一層の住民参加の促進が図られ、政策過程を明らかにするという町政の公平性、透明性の確保にもつながる重要なしくみです。

・ について、ここでは、「行政区」とは、町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るため、町の地域を画した区域のことをいい、政令市での「区」とは区別しています。

・行政区は白岡町では自治会と同義語です。「自治会」は自主性を持つものです。町は行政区を協働の重要なパートナーと考えています。行政区の自主性を重んじつつ、もっと主体性を持ってもらいたいため、町は活動を支援していますので、ここであえて「行政区」について明文化しています。

白岡町行政区設置規則

第1条 町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るため、町の地域を画して行政区を設置する。

・ 、 ついては、附属機関の委員への住民の参加について規定したものです。附属機関等はそれぞれの設置目的に照らし、委員の選任を行う必要があります(指名制、公募制)。また、政策形成過程における市民参画の有効な手段でもあり、より多くの住民の参画を可能にする取組として進めていく必要があります。町の方向性として、「男女共同参画プラン」

の見直しをしているところですが、この考えが住民に浸透しておらず、女性の参画の比率はまだ低い、あえて明文化しました。

・強制的でもいいのでまちづくりに参画してほしい気持ちが根底にあります。公募制を一步進めた形で、裁判員制度の指名制のようなもので、町の独自性を出したいという議論がありました。(選挙人名簿から指名する。手続きについては他の条例で。制度設計に努める。など)

・ は、「こどものまちづくりへの参画」について規定したものです。未来を担うこどもも、テーマや参加の形態に応じて参加させるしくみです。こどもにも政策決定ができる環境をつくることで、まちづくりに関心を持ち、責任を持って活動することが将来の白岡町の自治につながるようになります。

・ については、「情報公開」について規定したものです。住民参画の前提として、「情報の共有」、「町政の透明性の確保」という観点が重要となります。協働によるまちづくりを進めるためには、住民・議会・行政が相互に情報を共有することが欠かせません。

課題・論点

- ☐ 参画制度、提案制度など、別に定めておくのか？
- ☐ 住民主体の活動は保障されるのか？
- ☐ 住民協働の「定義」の中で議会・行政も含むとしているが、議会のことについてはどうするのか？
- ☐ こどもについての参画のしくみとはどのようなものか？また、こどもの定義は？
- ☐ 住民参画のしくみについては、現時点で各グループから提出した意見を見ると「行政参画のしくみ」をイメージしている、中項目のタイトル自体を変更してはどうかとの意見もあった。ただし「行政参画のしくみ」となった場合には「地域自治への参加のしくみ」などについても明記する必要性があるのではないだろうか？
- ☐ 「参画」という言葉の定義をもう一度考え直す必要がある。
- ☐ 住民参加のしくみをメニューとして住民に提示する。
未設置のもの：参画制度（住民参画条例）・公募制・提案制度（パートナーシップ条例）双方向であることが条件
住民投票
既存のもの：情報公開・パブリックコメント・附属機関への委員の登用指針？
- ☐ 参画と参加が混同していないか
- ☐ 裁判員制度の指名制のようなものをどうするか。
- ☐ 「ものとします。」権利、責務の関係で文言整理。

[3 / 20 第13回つくる会全体会議での委員の意見]

第5回 作業部会の記録シート(H22.3.12)

大項目 行政 中項目 行政の責務

1 内容 文章化してください。

【3/12第5回作業部会の案】

町は、住民の信託に応えるために、自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めなければなりません。

町は、住民の意向を的確に把握し、住民の目線に立った行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めなければなりません。

町は、情報を公開し、また説明責任を果たし、住民参加のもとに行政評価を実施し、住民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めなければなりません。

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【3/12第5回作業部会の案】

この条例の理念を実現するために、行政が担うべき役割(果たすべき責任)を明確にする項目です。

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【3/12第5回作業部会の案】

行政サービスは政策形成等が連続して、循環していくことが基本です。町は、住民自治を基礎に、総合的かつ計画的な行政運営を行い、住民の信託に応えなくてはなりません。そのためには、住民と行政が協働し、町が住民に向き合うことが大事です。住民の信託がない行政は立ち行かなくなってしまうからです。

行政は、住民の願いや要求に常に気を配り、的確に住民ニーズに応える事が必要です。住民目線の行政運営は住民の実体をつかむ事なしに生れないからです。住民ニーズを的確に把握することにより、住民が求めている行政サービスが受けられるため、住民の満足度も上がり、住民福祉も増進されると考えます。

町は情報を公開し、住民参加のもとで行政評価を行い、その結果を私たち住民にわかりやすいかたちで公表し、住民が意見を述べる機会を設けるように努める必要があります。その結果に基づいて町政運営が見直され、改善されれば、行政課題や住民のニーズに対応した効率的で効果的な町政運営を進めることができると考えます。このように町政運営が透明であり、住民が参加する仕組みができれば、行政は住民の信託に応えることができると考えます。なお、行政評価の詳しいルールや仕組みについては、別に定めます。

「説明責任」とは

行政は住民に対して政策や事業について、その意義・目的・成果などを事前・事後に説明する責任がある。(説明責任に関する条例を制定している団体もある。)

「行政評価」とは

成果が上がっているかを評価することで、より力を入れるもの、やり方を改める必要があるものなどを明らかにし、今後の仕事の改善に役立てて、よりよいものにしていくための必要なシステムのことである。導入の背景は、大きく変化する社会経済情勢のもと、厳しい財政状況の中で、高齢化の進展や高度化、多様化する住民ニーズに的確に対応することや、職員が説明責任を果たすことにより、透明性を高めた行政運営を進めることが求められているため。効果としては、住民と行政の間のコミュニケーションの促進、及び信頼関係の構築に寄与することが期待できる。

課題・論点

□ ここでいう「自治の基本理念」とは、この条例の「理念」とは別のものなのか？

「自治の基本理念」ならば、地方自治の本旨(憲法第92条)である。地方自治の本旨とは、「住民自治(憲法第93条)」と「団体自治(同94条)」の再原則を含む。なお、「住民自治」と「団体自治」は条例で書くのは難しいので、「住民自治」と「団体自治」という言葉を使わない場合、「自治の基本理念は次に掲げるものとする。住民は等しく尊重されること。住民は自らの意見と責任の下に町政に参画できること。住民及び町は、地域の課題解決に向けて自ら考え、行動し、ともに、より暮らしやすいまちを築くこと。町は、国や県等と対等の立場で相互協力の関係に立って自立的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。住民及び町は、～に掲げる基本理念に基づき自治の確立を目指す。」

□ 「町は」なのか、「行政は」なのか。

□ 「行政運営」と「町政運営」の違い。

・行政運営は、財政運営のことか？

□ 効果的で効率的な行政運営とは、「複雑・多様化する行政需要などに的確に対応できる組織体制を確立する。職員の実務能力や幅広い視野・創造性などを高める。政策や事務事業を評価するシステムを導入し、より効果的な行政運営を推進する。事務の簡素化・効率化、コスト意識の徹底など、経費を節減する。安定した財源の確保に取り組む。」ということだが、そのことを明文化しないてよいのか。

□ 当然、住民の責務や権利とも関わる。

□ 「行政の責務」に、町長の責務や職員の責務を含んで書くか？

・または、「行政の責務」を町長の責務と職員の責務に分けるのか？

□ 地方自治法等に規定のあることをあえて書く理由は？

(地方自治法から抜粋)

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

□ 中項目の「行政」とは、首長及び各種行政委員会(教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会など)の執行機関(首長・各種行政委員会)の責務等を規定するものか？

・執行機関の責務としては、「その権限と責任において誠実に職務を執行する」ことが考えられる。

【3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

第5回 作業部会の記録シート(H22.3.12)

大項目 行政 中項目 町長の責務

1 内 容 文章化してください。

【3/12第5回作業部会の案】

町長は、この条例を遵守し、住民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。

町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければなりません。また、その結果について報告しなければなりません。

町長は、職員を指揮監督し、職員の自治能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【3/12第5回作業部会の案】

この条例の理念を実現するために、町の代表者として町政運営に当たる町長の責務を明確にする項目です。

町長は、町の執行機関の1つではありますが、町民による選挙で選ばれた代表として町民の信託を実現するため、町政の総合的な統一を確保する権限に基づき、町政運営を明らかにするとともに、各執行機関との連絡を図り、一体として行政機能を発揮すること等の町長の責務を確認しています。

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【3 / 12第5回作業部会の案】

町長は、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたり、全力で住民協働によるまちづくりに当たる必要があります。私たち住民の信頼と期待にこたえ、信頼関係を築くことが、町政の透明性にもつながり、住民もこれを受け、主体的に行動しようという気持ちになると考えます。このことは、住民協働によるまちづくりを行う前提になります。

町政運営は、私たちの生活に直接かかわってくることです。町長は住民から選ばれた町政運営の最高責任者ですので、住民にこれからの町の総合的かつ計画的なビジョンを示す責任があります。どんな町にしたいかを表明することが大事であると考えます。また、ビジョンの実現に向け、効率的で効果的な町の運営ができているか(血税意識を持って健全な町の運営ができているか)報告することも当然、必要だと考えます。

町は、総合振興計画等の計画を定め、それに基づいて政策や事業を展開し、財政上についても情報を公開しています。ここでは、既に作成しているものも活用し、もっと機会を捉えて住民に対してわかりやすく説明していくことが大事であることを意図しています。そうすることで、行政の透明性が高まり、住民がまちづくりについて関心を持つものになり、住民自治につながるものだと考えます。

町長は、職員を統括し、指揮監督するとともに、常に職員の能力や知識の向上に努め、社会情勢と行政需要に応じた「人材育成」と適切な「人材登用」を図る必要があります。町長のリーダーシップが発揮され、職員の模範となり、職員を引っ張っていくことを住民は期待します。

(地方自治法から抜粋)

第二条

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

第百四十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第百四十八条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

課題・論点

- ☐ 他の責務(行政、職員、財政)も町長の責務として考えられないか。
- ☐ 地方自治法との関係は？
- ☐ に透明性を入れてはどうか？
- ☐ の「その実現に取り組まなければなりません」とは、どのように取り組むのか。また、「その結果について報告する」とは、どのように報告するのか。また、どのように「効率的・効果的」を判断するのか。
- ☐ 職員の「自治能力」とはどのようなものか。

【3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

このシートを提出してください。

第5回 作業部会の記録シート(H22.3.12)

大項目 行政 中項目 職員の責務

1 内容 文章化してください。

【3/12第5回作業部会の案】

職員は、自らが住民である事を自覚し、住民自治の向上のために、住民の町政への参画と、地域の自治の向上に努めなければなりません。

職員は、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。

職員は、住民との信頼関係づくりに努めなければなりません。

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【3/12第5回作業部会の案】

職員は、町政運営を日常的に執行する立場と住民とともにまちづくりを進める立場から、町政運営上の政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮することが求められています。その役割(果たすべき責任)を明確にする項目です。

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【3 / 12第5回作業部会の案】

、職員も、この条例では、「住民」です。私たち住民(住所のある人)の信頼にこたえ、住民の願いや要求を実現するために、職員も一住民として、まちづくりに対する意識を持ち、まちづくりに必要な知識や技能等の向上を図り、地域のまちづくりなどにその役割を果たしてこそ、まちづくりを推進する専門スタッフと認められます。

信頼関係を築くことは、住民自治のまちづくりを目指す上で欠かせません。信頼関係を築くためには、住民と対話することも含みます。

地方自治法では、行政職員は「町長の補助機関」です。その「補助機関」には、町長から独立の執行権を持つ、教育委員会、農業委員会等の職員及び議会事務局の職員は含まれておりませんが、ここでは、「白岡町の職員」として含むものとします。附属機関の委員等についても地方自治法上は、町長の補助機関には含んでいませんが、ここでは「職員」として広く含むものとしています。

なお、地方自治法等の他の法令で規定されているので、職員であるならば当然果たさなければならない義務(例えば、全体の奉仕者、誠実な職務遂行、守秘義務、知識の向上など)を書くことは不要だと考えます。

課題・論点

- 地方自治法に規定のある、全体の奉仕者であることを明記しないが、住民の個人的な要求等にどこまで応えるか、その基準が難しい。
- 職員の「まちづくりに対する意識改革」がなされなければ、住民の求めるものに答えられないのではないかと。それを担保できるのか。
- この中項目では、まちづくりに対する職員が果たすべき役割を重要視する必要があるため、この条例に職員の心構えや、対住民との協働、職員のまちづくりに対する政策能力の向上を規定すべきである。
- 職員も、「町内に勤務する『住民』」である。ここでは、いわゆる住所がある「住民」と「行政の職員」でよいと思うが、混同しないよう、住民の定義を考える必要がある。この「内容」では、一個人としての職員の資質に関するものと読み取れ、あくまでも「行政の職員(公的な部分)」としての責務がわかりづらい。それでよいのか。

【3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

第5回 作業部会の記録シート(H22.3.12)

大項目 行政 中項目 (行政組織のあり方)

1 内 容 文章化してください。

【3/12第5回作業部会の案】

行政の組織は、住民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編成され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。

行政は、住民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

行政は、住民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。

行政は、住民の権利利益を保護し、行政への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出の基準及び手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きの確保をする必要があります。(行政手続)

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【3/12第5回作業部会の案】

行政組織のあるべき姿を明確にする項目です。

【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【3 / 12 第5回作業部会の案】

行政は「住民のためのシステム」であり、住民の「立場」、「目線」に立った行政組織である事が大前提です。「住民にわかりやすい」「親しみやすい」行政組織にするために、行政の「責任と権限」を明確にし、簡素で機能的であると同時に、柔軟、迅速に対応できる組織である必要があります。柔軟であれば、職員同士で情報を共有することができ、課の組織を超えた横のつながりもつくりやすいことから、「縦割り行政」ではなくなると考えます。

危機管理体制の確立は、行政に課せられた社会的使命であり、危機対応能力は自治能力と行政能力を問われる課題でもあります。

白岡町は白岡の住民だけで成り立っているわけではありません。他の行政組織や関係団体との連携協力が必要です。行政組織は国や県及び他の市町村と連携強化をはかり、住民の権利と権益を守る必要があります。

行政の基本的な行政手続き及び手順の要項を住民に公開し、透明性を図ることで、住民との重要な信頼関係のしくみができると考えます。

課題・論点

- について。組織の設置・編成については以下のとおり規定され、組織は住民ニーズや多様化する課題に的確に対応でき、住民から見てわかりやすく、効果的で効率的な組織であることが求められている。

(白岡町課設置条例から抜粋)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため次の課を置く。

(地方自治法から抜粋)

第百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

→「町長の責務」に入れても良いのではないか。

- 、 、 について、他の法令で規定している内容ではないか。
- そもそも「行政組織のあり方」を中項目とするのか。

【3 / 20 第13回つくる会全体会議での委員の意見】

第5回 作業部会の記録シート(H22.3.12)

大項目 行政 中項目 (財政)

1 内 容 文章化してください。

【3 / 12第5回作業部会の案】

町は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な財政計画を定めるとともに、財源確保及びその効率的な活用及び効果的な配分を行い、最少の費用で最大の効果が得られるよう行財政の改革に努め、投資効果の検証を行いながら健全な財政運営を行わなければなりません。

町は、住民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、住民にわかりやすく説明し、使途を明確にしなければなりません。

町は、保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行わなければなりません。

町は、公益通報に係る必要な事項を、別の条例を定めて実行します。

【3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【3 / 12第5回作業部会の案】

白岡町が自立して地方自治を進め、理念を実現するための財政のあり方について明確にする項目です。

【3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【3 / 12第5回作業部会の案】

限られた財源を効率的、効果的に活用するために、行政評価の結果を反映させ、無駄を排し、必要なものに財源を集中させることが必要です。予算に柔軟を持たせ、フレキシブルに使えるようにするなどの工夫も大切です。自治体経営の観点からも、持続可能な健全財政を確保し、費用対効果を追求する事が大切です。短期の年度計画だけでなく、中長期の見通し計画を作成する必要があります。住民参加の行政事業選別も時には必要です。

財政状況を明らかにすることは、財源が税金であることを住民が確認するものとなり、税金の使途について関心を持つことにより住民自治にもつながるものと考えます。

負債も含め、財政状況などを住民に明らかにし、わかりやすく説明する事は、開かれた行政運営、その透明性の確保の観点からも大変重要です。住民も町の財政を行政任せにすることなく、しっかりと理解する事が住民自治の進展にとっても大切です。

自治体の財産(土地、建物、基金など)は、常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用されなければなりません。自治体の財産は、ひいては住民の財産にもなるので、不正があってはならないため、明文化しました。

行政評価をするためには、隠れた情報までも知る必要があります。住民が知ろうとしても知りたい情報について、職員が通報できるしくみをつくることで、不正が行われないように、財政を監視できるものです。なお、公益情報の収集について、町は通報先(外部委員会)を確保し、通報者が不利益を被らないように保護するようなシステムが必要です。

課題・論点

- 以下の地方自治法の規定を踏まえながら、総合計画とともに、町政運営の柱である財政運営について基本的な事項を定めるものとし、「内容」を2つぐらいに絞ってはどうか。

(地方自治法から抜粋)

第2条第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

- ・この中項目をおこすかどうか。(「町長の責務」の中に入るのでは? 「町は」→「町長は」では?)
 - ・基本計画のもと、それを実行するのは最終的には町長の責任。
- 「財政計画」とは、「予算編成」のこと?
- 「行政評価」と「投資効果の検証」の違い

【3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方(理由)シート (H22.3.20現在)

1 大項目	議会
2 中項目	
3 小項目(あれば)	
4 盛り込みたい具体的な内容・表現・趣旨など 完全な条文形式とする必要はありませんが、 <u>文章化してください。</u>	
5 その理由(考え方・説明・意義など) ・盛り込むことの目的(理由・背景) ・目標とする状態・姿、現状分析・課題・方向性 など	
6 議論の経過・経緯の記録	
7 今後、検討すべき事項・注意すべき点など ・残された課題(結論が出なかった事項) ・今後も継続して議論を要する事項	

このシートを提出してください。